

(目的)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第37条第5項に基づき、懲戒に関する事項について定める。

(対象者)

第2条 この規程の対象となる者は、学則の規定に基づき、学長が入学または受入れを許可した学生とする。

2 懲戒の対象となる行為は学生が本学の学籍を有する期間のものであり、懲戒の対象者は本学の学籍を有する学生とする。

(基本方針)

第3条 学生に対する懲戒は、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、学生に一定の不利益を与える処分とする。

2 懲戒は、懲戒対象行為がなされたことを要件として、その態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 刑罰法令に抵触する行為及び違法行為
- (2) 本学が定める規則及び規程等に違反する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為
- (5) その他本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類)

第5条 学則第37条第2項に定める懲戒は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、再入学は認めない。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動はこの限りではない。
 - (3) けん責 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意する。
- 2 停学は無期停学または有期停学とし、有期停学の場合は3ヶ月以内とする。
- 3 停学期間は、在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、3ヶ月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。なお、停学期間中も所定の学費を納入しなければならない。

(懲戒の量定)

第6条 懲戒処分の量定は、次の各号に示す事項を総合的に判断の上、別に定める懲戒処分基準（以下、「処分基準」という。）に基づき決定する。

- (1) 懲戒の対象となった行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び懲戒の対象となった行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、処分基準に示される処分を加重軽減することがある。また、処分基準に掲げられていない非違行為についても、処分基準に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

(その他の教育的措置)

第7条 学長は、懲戒に相当しない場合においても、教育的配慮として嚴重注意を行うことができる。

- 2 嚴重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すために行う。
- 3 嚴重注意は、学生担当副学長（以下、「副学長」という。）が口頭により行い、あわせて「嚴重注意報告書（別紙様式1）」を学長に提出する。

(事実関係の調査)

第8条 懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為があった場合、副学長は、直ちに学長に報告するとともに、慎重かつ速やかに当該事案に関する事実調査を行わなければならない。

- 2 副学長は、事実調査を進めるにあたり、教員又は職員を補佐として指名することができる。
- 3 副学長は、事実調査を進めるにあたり、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒の検討)

第9条 副学長は、事実関係を確認したうえで、学生・入試委員会（以下、委員会という。）に懲戒検討部会（以下、「部会」という。）を設置し、懲戒の必要性及び懲戒の量定についての検討を指示する。

(懲戒検討部会)

第10条 部会は、副学長、委員会委員(2名)、学生課課長を構成員とし、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 部会長は、副学長が務める。

3 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会は、懲戒処分の量定に係る審議を行い、結果を委員会に報告する。

(懲戒の決定及び通知)

第11条 委員会は、前条第4項の報告に基づいて審議し、懲戒処分案を策定し、「学生の処分について(別紙様式2)」により、学長に上申する。

2 学長は、前項の上申に基づき、教育研究協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴き、懲戒処分を決定する。

3 学長は、懲戒処分案の再審議が必要と認める場合は、委員会に対し、部会での再検討を指示する。

4 学長は、懲戒処分を決定したときは、「懲戒通知書(別紙様式3)」により、当該学生及び保護者に通知する。

(懲戒の効力)

第12条 懲戒の効力は、前条第4項の通知をすることにより生ずる。

(懲戒に関する記録の保存)

第13条 学長は、懲戒処分を決定したときは、懲戒の原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由等を記載した「懲戒原簿(別紙様式4)」を作成し、保存しなければならない。

(懲戒に関する情報の公示)

第14条 学長は、第11条第4項に定める懲戒の通知をしたとき、当該学生の所属及び懲戒の内容を「公示(別紙様式5)」により掲示板に掲示する。この場合において、当該掲示の期間は、懲戒を告知した日から7日間とし、当該学生の氏名、学籍番号他、個人を特定できる情報は公表しない。

(不服申立)

第15条 懲戒を通知された学生は、処分通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に学長に対し、不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては1回に限り行うことができる。

3 不服申立ては不服の内容及びその理由を明らかにした「不服申立書(別紙様式6)」

(以下「申立書」という。)により行うものとする。なお申立書には申立ての根拠となる資料を添付することができる。

(不服申立審査委員会)

第16条 学長は、前条第3項の申立書を受理した場合、不服申立審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、以下の者をもって構成し、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(1) 第10条第2項に定める副学長以外の学長が指名する副学長

(2) 学生が所属する専攻の専攻長又は学長が指名する学系長（1人）。ただし当該専攻長、学系長は部会の構成員以外とし、部会の構成員と重複する場合は、他の専攻長、学系長を充てる。

(3) 学生課課長

(4) その他学長が指名する教員又は職員（1名以上）。ただし部会の構成員以外の者とする。

3 審査委員会の委員長は、前項第1号に定める学長が指名する副学長が務める。

4 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 審査委員会は、必要に応じ、弁護士等の学外有識者に意見を求めることができる。

6 審査委員会は、第15条第3項の申立書に基づき審査を行い、「不服申立審査報告書（別紙様式7）」により、従前の処分内容が相当であるか又は再審議を要するかを学長に上申する。

7 学長は、前項の上申に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、協議会に報告し、学生に対し、「不服申立審査結果通知書（別紙様式8）」により、その旨を通知する。

8 学長は、第6項の上申に基づき、再審議を要すると判断した場合は、審査委員会に対し部会に審議の差戻しを指示し、その旨を協議会へ報告する。また学生に対し「再審議通知書（別紙様式9）」により、その旨を通知する。

9 前項の差戻しは、審査委員会による意見を付して行う。

(懲戒処分の再審議)

第17条 部会は前条第9項の意見に基づき、懲戒処分案の再審議を行い、結果を委員会に報告する。

2 委員会は前項の報告に基づき再審議し、従前の懲戒処分の内容が相当ではないと

判断した場合は、懲戒処分の取消案又は変更案を策定し、「懲戒処分の取消又は変更について（様式10）」により、学長に上申する。

- 3 委員会は第1項の報告に基づき再審議し、従前の懲戒処分の内容が相当と判断した場合は、意見を付してその旨を学長に上申する。

（再審議の決定及び通知）

第18条 学長は、前条第2項の上申に基づいて、協議会の意見を聴き、従前の懲戒処分の取消し又は変更を決定する。

- 2 学長は、懲戒処分の取消案または変更案の再審議が必要と認める場合は、委員会に対し、部会での再検討を指示する。

- 3 学長は、処分の取消し又は変更を決定した場合、学生に対し、「懲戒処分取消通知書（別紙様式11-1）」又は「懲戒処分変更通知書（別紙様式11-2）」により、その旨を通知する。なお、従前の処分を重く変更することはできない。

- 4 学長は、前条第3項の上申に基づいて、従前の処分内容が相当と判断した場合、協議会に報告のうえ、学生に対し、「不服申立再審議結果通知書（別紙様式12）」により、その旨を通知する。

- 5 第15条による不服申立てを行った場合の当該懲戒の効力は、第3項の学長による決定まで継続する。

（自宅謹慎）

第19条 学長は、必要と認める場合は懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。この場合において、自宅謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。

（停学・謹慎期間中の制限及び指導）

第20条 停学及び自宅謹慎の期間中は、教育課程の履修、課外活動（サークル活動その他類似するものを含む。）及び大学施設の利用を禁止する。ただし、学長が教育指導上必要があると認めたときは、この限りでない。

- 2 学長が指名する教員又は職員は、停学又は謹慎期間中の学生に対して、適切な手法による定期的な面談により教育指導を行い、経過を副学長へ報告しなければならない。

（停学の解除決定及び通知）

第21条 副学長は、前条第2項の報告により、停学となっている学生について、その反省の程度、学習意欲を総合的に判断して、停学を解除又は短縮することが適当であ

ると判断した場合は、学長にその旨を申し出ることができる。

- 2 前項の申し出があった場合、学長は、協議会の意見を聴き、停学期間の解除又は短縮を決定することができる。
- 3 学長は、前項により停学期間の解除又は短縮を決定した学生に対し、「停学解除(短縮)通知書(別紙様式13)」により、その旨を通知する。

(守秘義務)

第22条 学生の懲戒等に関する事項に関わった者は、知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(大学院生への準用)

第23条 札幌大学大学院学則の規定に基づき、学長が入学または受入れを許可した大学院生については、大学院規則第35条に基づき、本規程を準用する。ただし、本規程の「教育研究協議会」を「研究科委員会」に読み替えることができる。

(所管)

第24条 この規程に関する所管は、学務部学生課とする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年9月11日から施行する。